第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

平成２８年（フ）第３２４号
神奈川県秦野市今泉485番地の５　スワハイツ　102号
破産者　神原　充喜
１　決定年月日　平成28年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４４号
新潟県阿賀野市新保172番地３
破産者　井上　正道
１　決定年月日　平成28年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第４８号
新潟県新発田市緑町２丁目２番16号
破産者　渡邉麻衣子
１　決定年月日　平成28年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第１３号
山梨県南都留郡山中湖村平野2966番地の３　エルペサージ
破産者　湯舟　俊明
１　決定年月日　平成28年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２８年（フ）第９３４号
名古屋市北区三軒町38番地　サンライズ中野101号
破産者　田邊　一正
１　決定年月日　平成28年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０２２号
名古屋市守山区桔梗平２丁目1001番地　第２グリーンコーポ守山206号、従前の住所名古屋市守山区金屋２丁目397番地　宝マンション新守山イースト613号
破産者　神崎十三生
１　決定年月日　平成28年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６００号
大阪市城東区関目５－19－26　垂野様方、開始決定時の住所大阪府羽曳野市島泉７丁目14番６号
破産者　垂野　　雅
１　決定年月日　平成28年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５８２号
神戸市北区筑紫が丘４丁目９番地の１、従前の住所兵庫県西宮市松山町16番33―507号
破産者　亀井　郁義
１　決定年月日　平成28年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９０号
鹿児島県鹿児島市坂之上３丁目23番29号（サンハイツ202号）
破産者　阿久根尚貴
１　決定年月日　平成28年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２３５号
鹿児島県日置市吹上町中原1387番地
破産者　池畑　圭子
１　決定年月日　平成28年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２０号
秋田県大仙市神宮寺字本郷野19番地７　神岡ＡＤ棟市営住宅　Ｂ－５
破産者　嵯峨のり子
１　決定年月日　平成28年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２８年（フ）第５０号
山形県米沢市万世町片子4915番地の13
破産者　齋藤　真也
１　決定年月日　平成28年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第６号
神奈川県横須賀市米が浜通１丁目４番地２　ダイアパレス横須賀中央403
破産者　田中　雄二
１　決定年月日　平成28年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第５９号
神奈川県横須賀市野比３丁目１番２－204号
破産者　矢田部カタリナこと　ＹＡＴＡＢＥ　ＣＡＴＡＬＩＮＡ　ＲＩＥＧＯ
１　決定年月日　平成28年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第４６号
新潟県阿賀野市山倉325番地６
破産者　遠藤　和代
１　決定年月日　平成28年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第５９号
石川県加賀市大聖寺荒町17番地の１
破産者　敷地屋雅夫
１　決定年月日　平成28年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第２３号
山口県岩国市南岩国町４丁目54番16号
破産者　中屋　行史
１　決定年月日　平成28年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２８年（フ）第５４号
山口県下関市菊川町大字下岡枝374番地３　星の家すばる、前住所山口県下関市王司神田６丁目４番５号
破産者　川平　憲正
１　決定年月日　平成28年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第６７号
長崎県大村市松原本町24番地１
破産者　加藤奈智江
１　決定年月日　平成28年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係